# 三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第18号)によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	三郷市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

#### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

1. 年9 る広足事務の石4	1.準する法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等	
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第18号)によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に 基づき定める条例の名称 及び①の該当部分		三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例(平成27年条例第32号)別表第1第3の項 三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平 成4年条例第18号)によるひとり親家庭等の医療費の支給 に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が 規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童) が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する ため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて( 児童の福祉の増進を図ること)を目的とする。	この条例は、(ひとり親家庭等)に対し、医療費の一部を 支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自 立を支援し、もって(ひとり親家庭等の福祉の増進を図る こと)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規 範		三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例、三 郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規 則

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条 第1項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びそ の額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事 務	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条 第1項の規定による受給者証の交付の申請に係る事実に ついての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号=	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人 情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人 情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号へ	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人 情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号3	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣

③提供を求める特定個人	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
情報		

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条 第2項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実 についての審査に関する事務	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条 第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査 に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号#	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人 情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号へ	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人 情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条 第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請 に係る事実についての審査に関する事務	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条 第1項の規定による受給者証の交付の申請に係る事実に ついての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号化	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条 第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人 情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号口	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条 第3項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人 情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条 第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/12	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条 第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/3	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条 第1項

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/4	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条 第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格 者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格 者等に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条 第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号=	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人 情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号#	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条 第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人 情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支 給の調整に関する事務	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条 の規定による医療費の支給の調整に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号1	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人 情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号2	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人 情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号3	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人 情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情 報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情 報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号4	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条

②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人 情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情 報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情 報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号5	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人 情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号6	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付 の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人 情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する 情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する 情報

事務5		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十 一号)第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る 事実についての審査に関する事務	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条 の規定による医療費の支給の調整に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	三郷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人 情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
備考		
届出情報		
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等医療費の受給者	
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2020年12月11日	
保護評価の実施の有無	1:実施済み	
評価書番号	22	
保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費支給事務 基礎項目評価書	
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search= %E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA&ev_type=2&ev_type=3 &opn_date_from_month=11&opn_date_from_day=2&opn_date_to_ te_to_day=2&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.